



## 多胎妊娠における妊婦健康診査の費用助成について

### ◆ 制度の概要 ◆

多胎児の妊娠に伴い、妊娠届け出時に交付された妊婦一般健康診査受診票を使用しない妊婦健康診査（14回を超えた分）を受診した場合、後日、健診費用の一部を助成（償還払い）する制度です。

### ◆ 対象者 ◆

多胎児を妊娠している妊婦で、令和6年4月1日以降の受診日に滝沢市に住民登録のある方

### ◆ 手続きに必要なもの ◆

必要箇所を窓口でコピーいたします、原本をお持ちください

- ① 母子健康手帳 : 多胎妊娠に係るすべてのお子さまの分
- ② 領収書及び明細書 : 交付された受診票14枚を全部使い、自費で受診した妊婦健康診査の領収書及び明細書
- ③ 振込先口座を確認できる通帳等（妊産婦名義）

### ◆ 手続きの流れ ◆

- 出産後に必要書類を持参し、こども家庭センター窓口で手続き  
→ 後日、助成金の決定通知書がご自宅に届きます。  
→ 指定口座に助成金が振り込まれます。

### ◆ 申請期限 ◆

多胎妊婦健康診査※を受診した日から起算して1年以内

※多胎妊婦健康診査とは、妊婦健診の15回目からです。

### ◆ 助成金上限額 ◆

- ① 助成対象者1人につき5回とする。（健診15回目～19回目が対象です）
- ② 1回あたりの健康診査費5,000円を上限として助成します。

※ 健康診査費が5,000円に満たない場合はその金額、上回る場合の差額は自己負担となります。

申請・お問い合わせ先 滝沢市健康こども部 こども家庭センター

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

TEL 019-656-6526 FAX 019-684-2245